

ねんりんピック紀の国わかやま2019串本町売店等設置要項

1 趣旨

ねんりんピック紀の国わかやま」(以下、「大会」という。)において、ねんりんピック紀の国わかやま2019串本町実行委員会(以下、「町実行委員会」という。)が設置する売店の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び期間

売店は、原則として交流大会会場に設置するものとし、設置期間は、交流大会が開催される期間とし、開設日時等の詳細は別に定めるものとする。ただし、町実行委員会は必要に応じて、これらを変更できるものとする。

なお、交流大会の開催日時は、荒天等の理由により変更となる場合がある。

3 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、町実行委員会が交流大会会場の状況等を勘案して決定する。

4 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) ねんりんピック記念グッズ

- (3) 郷土特産品（現地調理品を除く。）
- (4) 宅配便
- (5) その他町実行委員会が必要又は適当と認めるもの

5 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 原則として、串本町内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）及び第25回大会以降の全国健康福祉祭（リハーサル大会を含む。）に出店実績があるものは、この限りではない。
- (2) 原則として、障害者支援施設、大会に関連するスポーツ用品販売業者又は一般社団法人南紀串本観光協会、串本町商工会の会員であること。ただし、町実行委員会が必要と認めたものは、この限りではない。
- (3) 原則として、交流大会開催期間中、継続して出店できること。
- (4) 町実行委員会が行う出店者事前説明会に参加すること。
- (5) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (6) 営業店舗が、出店申請の日から遡って過去1年間、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (7) 串本町税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び串本町暴力団排除条例（平成23年串本町条例第19号）第2条

第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号及び同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

6 経費の負担

売店の出店料は、無料とする。ただし、運営に要する経費及び町実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者負担とする。

7 出店者の募集

出店者の募集に関する事項は、競技主管団体と調整のうえ、町実行委員会が決定するものとする。

8 出店申請

出店希望者は、町実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（別記第1号様式）に関係書類（別記第2号様式から別記第4号様式まで）を添付し、町実行委員会に提出するものとする。

9 出店者の選定及び許可証の交付

町実行委員会は、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、本要項に基づいて出店者の選定を行うものとする。ただし、出店申請者数が会場の売店設置数を超えたときは、郷土品のPR及び障害者支援施設

の出店又は競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

なお、町実行委員会は出店者事前説明会を行い、その説明会において売店出店許可証（別記第5号様式）を交付する。

10 売店の監督

町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

11 売店責任者

- (1) 出店者は、当該販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中、常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者の変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、町実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

12 禁止事項

出店者及びその販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。

- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2で規定する「対象火気器具等」を使用すること。ただし、業務用消火器の設置が可能で、かつ、町実行委員会が特に認める場合を除く。
- (8) その他大会運営に支障をきたすおそれのある行為。

13 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会から交付された売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者が実施すること。また、発生したごみは毎日、出店者が確実に搬出し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の規定に従い、適正な表示を行うこと。また、販売価格を表示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入・搬出に使用する車両には、町実行委員会から交付された通行許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として、使用車両は1売店につき1台とする。

- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 販売員等の服装は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心がけること。
- (9) 試食を提供する売店にあたっては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、新宮保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、安全確保のため、町実行委員会がやむを得ず売店の閉鎖等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (11) 販売員の変更、追加及び削除があった場合は、直ちに町実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を提示すること。
- (12) その他施設管理者及び町実行委員会の指示に従うこと。

14 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による損害に対して町実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

15 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、売店責任者は、速やかに初期対応にあたるとともに、直ちに町実行委員会が会場に設置する交流大会現地実施本部（以下「現地実施本部」という。）に報告するとともに、その指示

に従うものとする。

16 不審物等の発見時の対応

売店及びその周囲において、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに現地実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

17 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は町実行委員会に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町実行委員会が売店の運営管理において不適當と認めたととき。

18 損害賠償

出店者（販売員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

19 原状回復

- (1) 出店者は期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復

さなければならない。

- (2) 出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、原状回復に要した実費を当該出店者に請求することができる。

20 個人情報の取り扱い

売店販売員等の個人情報は、町実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

21 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営の実施に必要な事項は、別に定める。